

## 財政支援制度

### 1 財源内訳

一般廃棄物処理施設の整備に関する事業費は、交付金、地方債及び一般財源の3項目の財源で賄うこととなります。

#### (1) 交付金

「循環型社会形成推進交付金」は、市町村が廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を計画するよう平成17(2005)年度より創設された環境省の交付金制度です。適正な循環的利用や処分を確保するためには、地域の社会的、地理的な特徴を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理を行うことが有効であり、そのため交付金制度においては、その交付対象地域に人口5万人以上または400km<sup>2</sup>以上という規模の下限を設けられています。本事業で利用できる交付金には循環型社会形成推進交付金(以下「循環交付金」という。)と廃棄物処理施設整備交付金(以下「施設整備交付金」という。)があります。循環交付金は、循環型社会の形成を図ることを目的としていますが、施設整備交付金については、大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムの強靱化を目的としています。交付金の対象地域を表-1に示します。本市は人口5万人以上に該当します。

表-1 各交付金の交付対象地域

交付金、補助金の区分及び対象地域等の根拠	対象地域等の内容
循環交付金 交付要綱第3 交付対象	人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。
施設整備交付金 交付要綱第3 交付対象	北海道、沖縄県、離島地域を除く。人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。また、災害廃棄物処理計画策定支援事業については、北海道、沖縄県、離島地域についても対象とする。

環境省「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」p.2より

現在計画している新ごみ処理施設の整備事業は次の3事業となります。

- 中継施設整備工事
- 新資源化施設整備工事
- 旧焼却施設解体工事

各事業が適用される事業の種類及び交付率を表-2示します。

表-2 事業の種類による交付率

整備する事業	施設・事業の種類	交付率	
		循環交付金	施設整備交付金
中継施設整備工事	廃棄物運搬中継施設	1/3	
新資源化施設整備工事	マテリアルリサイクル推進施設	1/3	
旧焼却施設解体工事	廃焼却施設の解体	1/3	

## (2) 地方債

### 1) 一般廃棄物処理事業債

事業の概要	<p>一般廃棄物処理事業債は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、次に掲げる事業を対象とする地方債（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く）</p> <p>ア し尿処理施設整備事業</p> <p>イ ごみ処理施設整備事業</p> <p>ウ 清掃運搬施設等整備事業</p>
-------	---

### 2) 財源対策債

事業の概要	地方財源不足額を補てんするために発行される建設地方債
-------	----------------------------

## (3) 一般財源

交付金及び地方債で賄えない費用については、市の一般財源を充当します。

## (4) 財源計画

今回の整備事業では、各事業とも循環交付金もしくは施設整備交付金を活用し、交付金以外の事業費については、地方債(一般廃棄物処理事業債、財源対策債)、一般財源で賄うこととなります。交付金の交付率については、前述しましたように交付対象事業に対して1/3と定められています。

一般廃棄物処理事業債については、交付対象事業と交付対象外事業において起債充当率が異なり、交付対象事業では交付対象事業費全体から交付金を差し引いた金額の90%（内15%は財源対策債）、交付対象外事業では交付対象外事業費全体の75%となります。財政計画の内訳を図-1に示します。なお、解体工事についても、交付要件を満たすものと考え、交付金事業として実施します。

総事業費					
交付対象事業費				交付対象外事業費	
交付金 1/3	一般廃棄物処理事業債 交付税措置 50%	財源対策債 交付税措置 50%	一般 財源	一般廃棄物処理事業債 交付税措置 30%	一般 財源

**【交付対象事業費】**

- ・ 交付金 : (交付対象事業費) × 1/3
- ・ 一般廃棄物処理事業債 : (交付対象事業費 - 交付金) × 75%
- ・ 財源対策債 : (交付対象事業費 - 交付金) × 15%
- ・ 一般財源 : (交付対象事業費 - 交付金) × 10%

**【交付対象事業費外事業費】**

- ・ 一般廃棄物処理事業債 : (交付対象外事業費) × 75%
- ・ 一般財源 : (交付対象外事業費) × 25%

図-1 財政計画の内訳

2 交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率

中継施設及び新資源化施設の整備事業、旧焼却施設解体工事に関する交付金等の区分、交付要件、性能指針、交付率は以下のとおりです。

(1) 中継施設

本事業においては、既存ごみピットに貯留した可燃ごみを大型運搬車への積替え等、廃棄物の広域処理を行うための施設となります。

表-3 中継施設

事 項	内 容
交付金等の区分	○循環交付金 (廃棄物運搬中継施設) ○施設整備交付金 (廃棄物運搬中継施設)
交付要件、補助要件	ごみ処理の広域化・施設の集約化に伴うものであること
性能指針	特記事項なし
交付率	1 / 3

環境省「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」p.46より

本事業では既存施設の改修等が主になることから集じん、脱臭設備以外の設備で交付金対象外となるものも発生するものと考えられます。

## (2) 新資源化施設

旧焼却施設跡地を利用して新資源化施設を整備します。不燃物、資源物を効率的に資源化するとともに、不用品の補修、再製品等によりリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための施設になります。交付金対象となるためには性能指針を満足する必要があります。

表-4 新資源化施設

事 項	内 容
交付金等の区分	○循環交付金 (マテリアルリサイクル推進施設) ○施設整備交付金 (マテリアルリサイクル推進施設)
交付要件 補助要件	特記事項なし
性能指針	<p><b>1 性能に関する事項</b></p> <p>(1) ごみ処理能力 計画する質及び量のごみを、計画する性状の破砕物に破砕し、計画に応じた選別をする能力を有すること。</p> <p>(2) 破砕物の性状 破砕処理する場合、施設に投入するごみ量の85%以上を、計画する破砕物の大きさ以下に破砕できること。</p> <p>(3) 回収物の純度</p> <p>① 鉄分を回収する場合、回収物中の鉄分の純度は、95%以上であること。</p> <p>② 銅分又はアルミニウム分を回収する場合、回収物中の銅分又はアルミニウム分の純度は85%以上であること。</p> <p>(4) 安定稼働 一系列当たり90日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能であること。</p> <p><b>2 性能に関する事項の確認方法</b></p> <p>(1) 性能確認条件 以下の条件を満たす実証施設又は実用施設における運転結果にもとづき、各性能に関する事項に適合しているか確認すること。</p> <p>① 計画するごみと同程度のごみ質のごみを使用して運転を行ったものであること。</p> <p>② 計画する実用施設の一列当たりの処理能力に対し、実証施設又は既存実用施設の一列当たりの処理能力は、概ね10分の1以上であること。</p> <p>③ 実証試験については、延べ200時間以上の運転実績を有すること。</p> <p>(2) 性能確認方法</p> <p>① ごみ処理能力、破砕物の性状及び回収物の純度 以下のいずれかにより確認すること。</p> <p>i 実証試験により得られた運転データ等を評価した結果</p> <p>ii 実用施設における運転データ等を評価した結果</p> <p>② 安定稼働 以下のいずれかにより確認すること。</p> <p>i 実証試験により得られた運転データ並びに構成部品及び部材の耐用性と、安定運転を阻害する原因への対策等を評価した結果</p> <p>ii 実用施設において、1系列当たり90日間以上にわたり、この間の計画作業日に安定運転した実績</p>
交付率	1 / 3

環境省「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」p.12より

### (3) 廃焼却施設の解体

新資源化施設を整備するために旧焼却施設の解体工事を行います。旧焼却施設に関連しない建物・設備や施設内に残存する什器等の撤去・処分等は交付対象外となります。

表-5 廃焼却施設の解体

事 項	内 容
交付金等の区分	○循環交付金 (廃焼却施設の解体) ○施設整備交付金 (廃焼却施設の解体)
交付要件、補助要件	「焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業(解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。)及び <u>廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業</u> 」
性能指針	特記事項なし
交付率	1 / 3

環境省「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」p.70 より